

岩手県告示第374号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

令和6年7月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 盛岡市（都南中央第三地区土地区画整理事業地内）
- （2） 公共測量を実施する期間 令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 出来形確認測量
- 2（1） 公共測量を実施する地域 盛岡市（都南中央第三地区土地区画整理事業地内）
- （2） 公共測量を実施する期間 令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 出来形確認測量